

## 第2節 市民税課

### 〔総括概要〕

我が国では、経済政策を一体的に推進することで、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の双方を進めてきた結果、企業活動や雇用を含む幅広い分野で、およそ四半世紀ぶりとなる良好な経済状況がみられるようになるなど、経済の好循環は着実に回り始め、景気は緩やかな回復基調が続いている。

しかしながら、消費税率引上げや輸入物価の上昇等の影響を受けて、景気の回復力に弱さがみられた局面もあるなど、まだまだ予断を許さない状況である。

このような中、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

昨年4月に1市5町の合併が整い、本庁及び総合支所が一体となり事務の調整・効率化を行い、協力して業務の執行に当たった。また、合併記念事業として開始した「とち介」オリジナルナンバーは、新規交付の約6割を占めるほどとなっている。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、一層の税収確保に向けて、県税事務所と協働で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。加えて、所得税源泉徴収義務のある事業者に対し、県内全市町で本年度から個人住民税の特別徴収一斉指定を実施した。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

### 税政担当

#### 1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	10,196,927	10,399,369
軽自動車税	357,910	350,151
市たばこ税	1,194,364	1,197,986
鉱産税	3,029	3,605
入湯税	12,860	12,595
国民健康保険税	6,536,227	6,353,382
後期高齢者医療保険料	1,160,415	1,169,100
介護保険料	2,810,535	2,400,931

## 2 賦課状況

### (1) 軽自動車税（4月1日現在）

区 分 車 種		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)		
			非課税	減免				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	6,764	59	3	6,702	6,702		
	51cc～90cc	509	1	—	508	610		
	91cc～125cc	659	13	—	646	1,034		
	ミニカー	116	—	—	116	290		
	小 計	8,048	73	3	7,972	8,636		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽 自 動 車	二輪車	2,065	4	1	2,060	4,944	
		三輪車	1	—	—	1	3	
	四 輪 以 上	乗 用	自家用	33,977	68	595	33,314	239,861
			営業用	10	—	3	7	39
		貨 物	自家用	13,277	76	150	13,051	52,204
			営業用	218	—	—	218	654
	小 型 特 殊	農耕作業用	7,580	15	1	7,564	12,102	
		フォークリフト等	454	2	—	452	2,124	
小 計		57,582	165	750	56,667	311,931		
二輪の小型自動車		2,791	20	—	2,771	11,084		
合 計		68,421	258	753	67,410	331,651		

### (2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一般品	223,003,535	1,080,574	221,922,961	1,167,758,613
旧三級品	10,670,880	7,260	10,663,620	26,605,733
合 計	233,674,415	1,087,834	232,586,581	1,194,364,346

### (3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	30,756	9,226,800	—	—
ドロマイト	230,957	92,382,800		
石灰石 第2類	649,901	162,475,250		
珪 石	86,196	43,098,235		
合 計	997,810	307,183,085	307,166	3,029,600

### (4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	253,588	12,679,400
宿 泊	150	1,208	181,200
合 計	—	254,796	12,860,600

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	27,408	916	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円</li> <li>・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。</li> <li>・住宅用家屋証明 1件につき1,300円</li> </ul>
公簿閲覧	3,076	1,855	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産台帳の閲覧 1冊につき200円</li> <li>・公簿等の写し 1枚につき200円</li> </ul>
計	30,484	2,771	

市民税担当

（平成27年度課税状況調より）

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡	
所得金額	199,457,684	168,971,924	8,222,002	1,142,077	17,074,943	4,046,738	
所 得 控 除 額	雑 損	13,883	4,378	5,583	795	2,033	1,094
	医 療 費	1,357,593	769,492	97,477	35,119	388,758	66,747
	社会保険料	34,463,090	30,417,419	1,173,348	220,445	2,279,336	372,542
	小規模企業共済等掛金	539,828	312,385	150,708	6,830	41,387	28,518
	生命保険料	2,403,830	2,070,701	102,284	15,324	190,132	25,389
	地震保険料	87,967	58,701	5,991	3,893	17,064	2,318
	障 害 者	651,300	416,920	39,800	8,520	169,680	16,380
	寡 婦	328,520	261,460	9,320	780	52,640	4,320
	寡 夫	44,720	38,480	2,340	—	3,640	260
	勤労学生	1,560	1,560	—	—	—	—
	配 偶 者	5,644,240	3,956,380	173,080	13,120	1,428,770	72,890
	配偶者特別	455,680	360,930	19,000	1,840	69,190	4,720
	扶 養	6,196,290	5,364,530	382,060	78,790	279,940	90,970
	同居特別障害者	149,960	113,620	10,580	2,070	19,550	4,140
基 礎	23,324,400	18,937,710	880,110	122,100	3,152,490	231,990	
計	75,662,861	63,084,666	3,051,681	509,626	8,094,610	922,278	

課税標準額	126,822,174	105,887,258	5,170,321	632,451	8,980,333	6,151,811	
税額	算出税額	7,518,648	6,350,927	310,110	37,934	538,441	281,236
	調整控除額	152,543	118,991	6,706	1,076	24,554	1,216
	配当控除額	7,616	1,756	27	5	5,210	618
	住宅借入金等特別税額控除	93,025	90,116	2,320	139	282	168
	寄附金税額控除	7,888	3,721	523	22	1,599	2,023
	外国税額控除	—	—	—	—	—	—
	税額調整額	1,294	1,014	130	26	124	—
	配当割額等控除額	9,813	1,570	61	10	2,720	5,452
	減免税額	123	123	—	—	—	—
	所得割額	7,241,482	6,133,551	300,336	36,656	503,892	267,047
	均等割額	277,191	217,928	11,631	1,712	45,920	—
	市民税額合計	7,518,673	6,351,479	311,967	38,368	549,812	267,047
市民税負担割合(%)	100	84.5	4.1	0.5	7.3	3.6	
納税義務者数(人)	79,197	62,040	3,296	489	12,669	703	
所得割人数(人)	70,680	57,387	2,667	370	9,553	703	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,417	2,203,624	1,455,527	48,002	43,423
10万円を超え100万円以下	26,153	35,503,379	14,884,001	879,978	807,046
100 # 200 #	20,724	51,043,681	30,328,334	1,807,461	1,704,570
200 # 300 #	10,089	38,075,241	24,962,066	1,488,998	1,432,603
300 # 400 #	5,415	27,472,009	18,787,893	1,124,495	1,109,602
400 # 550 #	2,908	18,498,849	13,418,004	800,796	794,414
550 # 700 #	888	7,169,051	5,529,717	328,378	325,355
700 # 1,000 #	498	5,026,889	4,089,129	243,327	240,340
1,000万円を超える金額	588	14,464,961	13,370,503	797,213	784,129
合計	70,680	199,457,684	126,825,174	7,518,648	7,241,482

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	71	26	71	3	32	36	8	3
1万円を超え2万円以下	37	8	49	5	20	24	15	3
2 # 3 #	29	4	34	—	8	26	5	1
3 # 4 #	32	7	37	3	13	21	4	1

4	5	42	16	44	5	16	23	8	2
5	6	34	17	34	1	17	16	—	—
6	7	40	18	48	4	19	25	—	—
7	8	44	17	44	4	18	22	50	5
8	9	49	16	53	5	25	23	—	—
9	10	37	15	55	6	18	31	—	—
10	15	238	85	238	11	96	131	34	4
15	20	311	146	238	20	90	128	25	14
20	25	310	142	244	26	98	120	—	—
25	30	321	125	249	14	106	129	125	24
30	40	644	264	510	31	173	306	—	—
40	60	1,231	396	990	69	359	562	102	18
60	80	1,214	352	917	36	354	527	93	15
80	120	2,077	371	1,737	110	595	1,032	164	31
120	160	1,880	175	1,595	90	496	1,009	145	25
160	200	1,593	83	1,379	62	450	867	140	23
200万円を超える金額		6,499	164	7,138	404	1,897	4,837	617	62
合 計		16,733	2,447	15,704	909	4,900	9,895	1,535	231

## 2 法人市民税賦課状況

### 均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,084
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	31
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	536
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	54
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	106
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	33
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	135
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	23
合 計			4,012

## 3 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

### (1) 医療保険分の状況

#### ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 510,000円
- ・所得割 7.4/100

- ・資産割 11/100
- ・均等割 27,000円
- ・平等割 24,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	19,070	15,852	43,774	24,953
退職世帯	1,026	932	1,700	779
計	20,096	16,784	45,474	25,732

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,186	3,198	2,864	12,248	715
退職世帯	129	107	113	349	4
計	6,315	3,305	2,977	12,597	719

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,953	43,774	3,202,432,939	128,339	73,158
退職世帯	779	1,700	135,333,361	173,727	79,608
計	25,732	45,474	3,337,766,300	129,713	73,399

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.9/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 9,000円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	19,070	15,852	43,774	24,953
退職世帯	1,026	932	1,700	779
計	20,096	16,784	45,474	25,732

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	6,186	3,198	2,864	12,248	1,104

退職世帯	129	107	113	349	11
計	6,315	3,305	2,977	12,597	1,115

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,953	43,774	1,124,081,543	45,048	25,679
退職世帯	779	1,700	48,293,457	61,994	28,408
計	25,732	45,474	1,172,375,000	45,561	25,781

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 140,000円
- ・所得割 1.6/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 8,000円
- ・平等割 7,000円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	6,958	5,075	13,961	11,177
退職世帯	661	610	1,122	819
計	7,619	5,685	15,083	11,996

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,309	1,199	1,129	4,637	195
退職世帯	109	115	126	350	2
計	2,418	1,314	1,255	4,987	197

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	11,177	13,961	341,573,420	30,560	24,466
退職世帯	819	1,122	29,682,080	36,242	26,455
計	11,996	15,083	371,255,500	30,948	24,614

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	23,153	4,426,941,000
特別徴収対象世帯	5,444	454,455,800
合計	28,597	4,881,396,800

4 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・ 賦課限度額 570,000円
- ・ 所得割 8.54/100
- ・ 均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
38,880	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 8.54% + 43,200円	1,408	6,047
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。（その他所得がない場合）均等割額が9割軽減。	425	3,637
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。均等割額が8.5割軽減。	224	3,192
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(26万円×被保険者数)以下。均等割額が5割軽減。	166	1,662
2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(47万円×被保険者数)以下。均等割額が2割軽減。	149	1,523
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	223	3,319
計		2,595	19,380

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者（人）	調定額（円）
普通徴収対象者	2,595	349,162,200
特別徴収対象者	19,380	778,241,700
合計	21,975	1,127,403,900

5 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段階	対象者	被保険者数（人）		年間保険料（円）
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・ 生活保護の受給者</li> <li>・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	830	6,203	27,540



第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	36	2,583	39,700
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46	2,332	45,900
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	715	9,220	52,000
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	81	6,647	61,200
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	390	7,219	73,400
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	235	4,873	79,500
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	233	2,886	91,800
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	46	551	107,100
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	20	202	122,400
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	41	351	137,700
計		2,673	43,067	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,673	165,664,140
特別徴収対象者	43,067	2,563,546,820
合計	45,740	2,729,210,960